

あこう地域応援商品券利用可能店舗募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市内経済の活性化を図るため発行する「あこう地域応援商品券」について、利用可能店舗を募集します。

2. 発行する商品券

- (1) あこう地域応援商品券
- (2) 発行総額1億4,100万円（予定）
- (3) 発行冊数47,000冊（予定）
- (4) 額面1冊3,000円

《内訳》500円券×6枚=3,000円

※小規模店舗・飲食店のみで利用できる小規模・飲食店専用券4枚、全ての店舗で利用できる全店共通券2枚

※小規模店舗は、売り場面積が1,000㎡未満の店舗となります。

（飲食・サービス業は店舗面積を問わない。）

※商品券には偽造防止策を施しています。

- (5) 利用可能期間 令和3年8月1日（日）～令和3年10月31日（日）

※ただし状況により利用期間を延長する場合があります。

- (6) 交付対象者

令和3年6月1日における赤穂市民

3. 商品券の基本的な取扱い

- (1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面に満たない利用であっても、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 裏面に他店の店名等が記入されたものは受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失、盗難について、市はその責を負いません。

4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資や金融商品、債務の支払い（電子マネーのチャージ、ネットショッピング等のコンビニ決済、税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入等事業上の取引
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い

- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買
- (10) その他、利用対象商品にふさわしくないものとして赤穂市が指定するもの

5. 利用可能店舗の応募資格

- (1) 赤穂市内に立地する店舗・事業所があるもの
- (2) 本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しないもの
 - ・商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの
 - (4. 「商品券の利用対象とならないもの」を参照)
 - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非されるべき関係を有しているもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っているもの

6. 利用可能店舗の責務

- (1) 利用可能店舗であることが分かるよう、別途配布する「あこう地域応援商品券利用可能店舗ポスター」を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につり銭は支払わないでください。
- (3) 利用期限が終了した令和3年11月1日（月）以降、利用者から商品券を受け付けないでください。
ただし、状況により利用期間が延長された場合は、追って連絡をします。
- (4) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に報告してください。
- (5) 取引により商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため、必ず裏面の所定欄に直ちに店名等を記入（スタンプ可）してください。
- (6) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。利用可能期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 利用可能店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないでください。
- (8) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失には責任を負いかねます。
- (9) 利用可能店舗の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (10) その他市と事務局からの指示（効果検証のためのアンケート調査等）を遵守してください。

7. 利用可能店舗の登録手続き

(1) 申込み方法

登録を希望する事業者は、ウェブサイト上からの登録申請をお願いします。ウェブサイトから登録ができない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

※スムーズな事務手続きを進めるために、できる限りウェブサイトからの登録をお願いします。

(2) 募集期間

ア 募集開始日 5月28日(金)

募集期間 5月28日(金)～ 9月15日(水)

一次募集：令和3年5月28日(金)～ 令和3年6月6日(日)

二次募集：令和3年6月7日(月)～ 令和3年7月11日(日)

三次募集：令和3年7月12日(月)～ 令和3年9月15日(水)

イ 募集区分ごとの店舗等の広告・宣伝

・一次募集者：6月6日(日)までに申込みのあった事業所は、商品券発送時の「利用可能店舗一覧」に掲載、8月の折り込みチラシに掲載、ウェブサイトにて随時掲載

・二次募集者：7月11日(日)までに申込みのあった事業所は、8月の折り込みチラシに掲載、ウェブサイトにて随時掲載

・三次募集者：7月12日(月)以降登録の事業所は、ウェブサイトのみ掲載となります。

(3) 利用可能店舗の承認

審査に合格した場合は、利用可能店舗として承認し、後日「あこう地域応援商品券利用可能店舗ポスター」を配布します。

(4) その他

ア 登録料は不要です。

イ 市内に複数の店舗等があり、それぞれ利用可能店舗として登録を希望する場合は、店舗ごとにウェブサイト上で登録してください。

※利用可能店舗説明会を別途開催します。「10. 利用可能店舗説明会の項目」に記載しております。ぜひご参加ください。

8. 商品券の換金

(1) 換金方法

使用済み商品券の裏面に店名を記入等した上で、使用済み商品券を赤穂商工会議所に持参してください。後日、あこう地域応援商品券事務局から換金額を指定口座に振り込みます。

※換金手数料や振込手数料はかかりません。

※口座振込以外の換金はいたしません。

※市の窓口では換金の対応はいたしません。

(2) 換金受付期間

令和3年8月2日(月)から令和3年11月30日(火)まで

※赤穂商工会議所閉所日を除く。

(3) 換金日程 以下のサイクルにて振り込みます。

令和3年8月5日(木)までの持参分 令和3年8月17日(火)

令和3年8月20日(金)までの持参分 令和3年8月31日(火)

令和3年9月6日(月)までの持参分 令和3年9月15日(水)

令和3年9月21日(火)までの持参分 令和3年10月1日(金)

令和3年10月5日(火)までの持参分 令和3年10月14日(木)

令和3年10月20日（水）までの持参分 令和3年10月29日（金）
令和3年11月5日（金）までの持参分 令和3年11月16日（火）
令和3年11月22日（月）までの持参分 令和3年12月2日（木）
令和3年11月30日（火）までの持参分 令和3年12月13日（月）

9. 利用可能店舗の取消

利用可能店舗が、本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。

10. 利用可能店舗説明会

商品券の取扱要領、換金手続きなど詳細について説明会を下記のとおり実施いたします。いずれかの日程にご参加ください。

場所：赤穂市文化会館ハーモニーホール 2階学習室

開催日：令和3年7月 5日（月）10:30～12:30、14:00～16:00、18:00～20:00
令和3年7月10日（土）10:30～12:30、14:00～16:00、18:00～20:00

<お問い合わせ先>

あこう地域応援商品券事務局

〒670-0914 兵庫県姫路市豆腐町字水田316 JR姫路総合区2階
(株)日本旅行 姫路支店内

TEL : 0120-407-875 受付時間 09:30～17:30(土日休み)

FAX : 079-289-0851

Mail : ako_omise@nta.co.jp